

平成22年 5月28日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

6番	佐藤博	7番	武田正樹
----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤勝義
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪真士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監査委員 事務局長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
健康推進課長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書 記	横山和久
書 記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
日程第5	同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第6	議案第42号	弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第43号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第44号	弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第45号	平成22年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第46号	平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（伊藤正信君） ただいまより平成22年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りをします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの25日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から21日までの25日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が、弥富市長から平成21年度一般会計、土地取得特別会計及び平成20年度土地取得特別会計予算の繰り越しに関する書類及び弥富市国民保護に関する計画の変更が、海部津島土地開発公社から平成21年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

議長（伊藤正信君） 日程第4、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部地区水防事務組合議会議員に、比尾野忠広さんを指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した比尾野忠広さんを当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した比尾野忠広さんが、海部地区水防事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された比尾野忠広さんには、文書をもって通知をします。

~~~~~

日程第5 同意第2号 公平委員会委員の選任について

議長（伊藤正信君） 日程第5、同意第2号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） まず最初に、永年表彰されました大原議員に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

改めまして、皆さんおはようございます。

平成22年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず最初に提案し、御審議いただきます議案は、同意1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、加藤定男氏が平成22年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市子宝六丁目457番地、横井清文氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をしました。

~~~~~

日程第 6 議案第42号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第43号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 8 議案第44号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第45号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第10 議案第46号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第 6、議案第42号から日程第10、議案第46号まで、以上  
5 件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案 3 件、予算関係議  
案 2 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第42号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関  
する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に  
伴い、職員の配偶者の育児休業の取得状況等にかかわらず、育児休業等の承認の請求ができ  
るようにする等のため、条例の一部改正を 2 本まとめて行うものであります。

次に、議案第43号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一  
部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、指定企  
業の地位の承継をすることができるものの範囲を拡大するため条例の一部を改正するもので  
あります。

次に、議案第45号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳  
出それぞれ1,253万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億9,269万3,000円とするも

のであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、地区公民館整備事業補助金75万円、民生費におきましては、生活保護業務システム等の対応のための機器及びソフトウェアの備品購入費230万円、衛生費におきまして、ごみ集積場所位置図作成業務委託料439万8,000円、土木費におきまして、応急仮設住宅建設候補地計画調査業務委託料349万8,000円、教育費におきまして、桜小学校が県教育委員会から委託を受けて行う理科支援員配置事業委託料70万円、門扉等を設置するため小学校修繕等工事請負費235万円、中学校修繕等工事請負費205万円であります。

これらに対し、主な歳入といたしましては、緊急雇用創出事業基金事業費補助金1,310万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第46号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、下水道施設資産台帳作成業務委託料1,050万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を9億8,550万円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（伊藤正信君） 議案は、関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第42号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

新旧対照表の次にあります条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

趣旨につきましては、急速な少子化に対応するためには、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっています。このような状況のもと、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、同趣旨の措置を公務部門においても措置するため、国家公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の措置を講ずるため条例改正を行うものであります。

主な改正点につきましては、弥富市職員の育児休業等に関する条例関係は4項目あります。

(1)職員の配偶者の就業の有無や育児休業の有無等の状況にかかわらず、第2条、育児休業、第9条、育児短時間勤務、第19条、部分休業の承認の請求ができるようにする改正であります。

(2)第2条の2において、最初の育児休業から、特別な事情がなくても再び育児休業が取得できる期間として、子の出生の日から57日間を規定するものであります。

(3)夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提

出して最初の育児休業をした後三月以上経過した場合に、再度の育児休業、第3条関係です。第10条、育児短時間勤務をすることができることとする改正であります。

(4)職員以外の子の親が常態として当該子を養育することができることとなった場合でも、第5条、育児休業、第13条、育児短時間勤務、第22条において準用する第13条、部分休業の取り消し事由に当たらないこととする改正であります。

次に、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係につきましては、2項目でございます。

(1)職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとする改正であります。これは、第8条の3関係でございます。

(2)第8条の4におきましては、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定するものであります。

施行期日につきましては平成22年6月30日、民間及び国家公務員と同日とするものであります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第43号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、説明申し上げます。

6ページをめくっていただきまして、改正する条例のあらましをお願いいたします。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1．基礎課税額に係る課税限度額を「44万円」から「48万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「12万円」から「13万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げる。

2．国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置を設ける。

3．この条例は、公布の日から施行する。

4．改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に、早川開発部長。

開発部長（早川 誠君） 議案第44号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につい

て、御説明をいたします。

恐れ入りますが、2枚おめくりをいただきまして、本条例の新旧対照表を御参照いただきたいと思っております。改正案について説明をさせていただきます。

まず第7条でございますが、指定の取り消しでございます。第7条第1号中「第3条各号」を「第3条第2号又は第3号」に改めるものであり、条文の整理でございます。

次に、第9条関係でございます。指定企業の地位の承継でございますが、次のように改めるものでございます。改正案では本文中、相続、営業譲渡、合併、分割等の事由により変更が生じた指定企業の当該事業の承継人で、その地位を承継しようとするものは、市長にその承認を受けなければならない。これは、地位承継の内容をより明確にしたものでございます。

次に第2項でございますが、市長は、前項の規定により承継しようとする者が第3条第2号及び第3号のいずれにも該当すると認められる場合に限り、同項の規定による承認をするものでございます。これにつきましては、承認をしようとする者が、第3条の指定要件でございますが、その中の免責要件、それから環境保全措置の要件が適正に講じられたものについて認めるというものでございます。

第3項でございます。倒産等の事由により第7条第2号の規定による指定の取り消しを受けた指定企業の事業所を取得した者で、その取り消しがなかったものとして引き続きその地位を承継しようとするものは、市長にその承認を受けなければならない規定を追加するものでございます。

第4項でございますが、市長は、前項の規定により承継しようとする者が第3条第2号及び第3号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の規定による承認をし、第7条第2号の規定により指定が取り消されなかったものとみなす。これにつきましては、倒産等の事由によりまして指定企業の取り消しを受けた者の施設等を取得し、指定要件である免責要件、または環境保全要件がクリアした場合につき、指定の取り消しがなかったものと認め、残存期間を認めるというものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の弥富市企業立地の促進に関する条例の規定は、平成22年1月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 説明が終わりました。

お諮りをします。

本案5件は、継続議会で審議したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤 正 信

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹

